

市立学校長 様

学校教育部指導課長

緊急事態宣言延長等に伴う臨時休業等の対応について（依頼）  
（令和 2 年 5 月 4 日時点）

新型コロナウイルス感染症等への対応に関しましては、各学校におきまして御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

この度、国による緊急事態宣言の延長の決定を踏まえ、市立学校の臨時休業等の対応につきましては、次のとおりとしますので、御対応の程、よろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の広がり等を見ながら、必要に応じて追加的な措置を行う場合があります。

- 1 臨時休業期間の延長について
  - ・令和 2 年 5 月 31 日（日）まで臨時休業を延長します。
  - ・6 月 1 日（月）以降の対応につきましては、国・県の方針、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、改めて決定します。
  - ・国の緊急事態宣言の再延長又は県の臨時休業期間の再延長要請があった場合には、当該宣言又は要請の定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定です。
- 2 臨時休業中の過ごし方について
  - ・原則、児童生徒は家庭学習とします。
- 3 家庭学習への支援について
  - ・児童生徒（または保護者）の分散、時差または個別での来校による、学校での学習相談や学習課題の配布・回収等、御家庭への学習課題のポスティング等を状況に応じて実施します。
  - ・川崎市総合教育センターのホームページの紹介をお願いします。（ICT を活用した家庭学習のための WEB サイト等の紹介）
- 4 「個別相談等の支援」、「児童生徒の居場所」等の継続について
  - ・不安を抱える児童生徒等への希望制による個別相談、電話相談窓口設置、家庭訪問等の実施による支援を継続します。
  - ・「児童生徒の居場所」、「わくわくプラザ」を継続します。  
（文部科学省のガイドラインの内容及び神奈川県実施方針を踏まえ、**別添**のとおり、再度、利用申し込みを促してください。）
- 5 自然教室について
  - ・市立小学校の自然教室については、延期日程の調整が困難なため、中止します。
  - ・市立中学校の自然教室については、現段階では検討中です。

（担当）指導課 猫橋 電話 200-3318

■電子文書のみ送付

□電子文書・紙文書ともに送付

□紙文書のみ送付